

除草及び剪定業務仕様書（案）

1 業務名

香川県立五色台少年自然センター除草及び剪定業務

2 目的

香川県立五色台少年自然センター敷地内の環境を良好に保全するため、繁茂する雑草の除去及び庭木の剪定を行う。

3 契約期間

令和7年6月1日から令和7年10月31日まで

4 実施場所

香川県高松市生島町423番地ほか 香川県立五色台少年自然センター敷地内

5 作業方法等

- (1) 作業は、原則として契約期間中、毎週2回（1回当たり4時間程度）実施するものとする。ただし、契約期間中の実施回数は40回を上限とする。
- (2) 作業は、当センターの営業日の午前8時30分から午後5時までの時間帯に実施するものとし、実施日及び実施時間は、発注者と受注者が協議の上、決定する。
- (3) 各回の作業は、2人以上で実施するものとする。
- (4) 刈払機、乗用草刈機による除草、剪定機（ヘッジトリマー）による剪定を基本とし、必要な場合は人力による除草、剪定とする。ただし、乗用草刈機及び剪定機の使用は、各12回を上限とする。
- (5) 雑草、低木の庭木等の他、高木の庭木等で枝打等が必要なものがあつた場合、配置された作業員による作業量と技術により可能な範囲内で処置するものとする。
- (6) 作業に伴い発生した草及び剪定くずについては、発注者が処分するので、受注者は、発注者が指定する場所まで運搬して集積し敷地外への搬出は行わないものとする。

6 作業箇所

作業箇所については、雑草、庭木等の繁茂状況により受注者と発注者が協議の上、決定するものとする。

7 完了報告

受注者は、各月の作業が完了したときは、書面により完了報告書を提出し、担当者の検査を受けること。

8 その他

- (1) 業務に使用する刈払機（燃料を含む。）、作業に伴い発生した草及び剪定くずの運搬に使用する車両（燃料を含む。）、清掃用具及びゴミ袋については、発注者が無償で貸与又は提供する。
- (2) 業務に使用する乗用草刈機、剪定機については、受注者が用意するものとする。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (4) 業務の履行にあたっては事故がないよう十分に注意すること